府　食　第　４５６　号
令 和 ７ 年 ６ 月 25 日

内閣総理大臣
　石破　茂　殿

食品安全委員会
　委員長　　山本　茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について

令和７年６月 19 日付け消食基第 408 号をもって内閣総理大臣から食品安全委員会に意見を求められたエタボキサムに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第２項の規定に基づき通知します。

記

エタボキサムの許容一日摂取量を 0.05 mg/kg 体重/日、急性参照用量を 0.75 mg/kg 体重と設定する。